

個人住民税における所得金額の計算方法	
所得の種類	所得の計算方法
利子所得 (公債、社債、預貯金等の利子)	収入金額
配当所得 (株式や出資の配当等)	収入金額－株式などの元本取得に要した負債の利子
不動産所得 (地代、家賃、権利金等)	収入金額－必要経費
事業所得 (事業をしている場合に生じる所得)	収入金額－必要経費
給与所得 (サラリーマンの給料等)	収入金額－給与所得控除額 (※「別表1」参照)
退職所得 (退職金、一時恩給等)	(収入金額－退職所得控除額) × 1/2
山林所得 (山林を売った場合に生じる所得)	収入金額－必要経費－特別控除額 (50万円)
譲渡所得 (土地等の財産を売った場合に生じる所得)	収入金額－資産の取得額等の経費－特別控除額
一時所得 (生命保険の満期返戻金等)	収入金額－必要経費－特別控除額 (50万円)
雑所得 (公的年金等、原稿料等他の所得にあてはまらない所得)	次の(1)と(2)の合計額 (1) 公的年金等の収入金額－公的年金等控除額 (※「別表2」参照) (2) (1)を除く雑所得の収入金額－必要経費

<非課税所得>

- ・ 障害年金や遺族年金
- ・ 雇用保険の失業給付金
- ・ 生活保護の給付金
- ・ 通勤手当 (ただし限度額有り)
- ・ 相続、贈与等によって取得した資産 (相続税や贈与税の対象。) など

(別表 1)

給与所得の計算方法	
給与収入金額	所得金額
651,000 円未満	0 円
651,000 円以上 1,619,000 円未満	給与収入金額 - 650,000 円
1,619,000 円以上 1,620,000 円未満	969,000 円
1,620,000 円以上 1,622,000 円未満	970,000 円
1,622,000 円以上 1,624,000 円未満	972,000 円
1,624,000 円以上 1,628,000 円未満	974,000 円
1,628,000 円以上 1,800,000 円未満	$A \times 0.6$ 【端数処理】 給与収入金額 \div 4,000 円 = [小数点以下切り捨て] \times 4,000 円 = A (端数処理後の給与収入金額)
1,800,000 円以上 3,600,000 円未満	$A \times 0.7 - 180,000$ 円 【端数処理】 給与収入金額 \div 4,000 円 = [小数点以下切り捨て] \times 4,000 円 = A (端数処理後の給与収入金額)
3,600,000 円以上 6,600,000 円未満	$A \times 0.8 - 540,000$ 円 【端数処理】 給与収入金額 \div 4,000 円 = [小数点以下切り捨て] \times 4,000 円 = A (端数処理後の給与収入金額)
6,600,000 円以上 10,000,000 円未満	給与収入金額 \times 0.9 - 1,200,000 円
10,000,000 円以上	給与収入金額 - 2,200,000 円

(別表 2)

公的年金所得の計算方法		
受給者の年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得の金額
65 歳以上	120 万円未満	0 円
65 歳以上	120 万円以上 330 万円未満	収入金額－120 万円
65 歳以上	330 万円以上 410 万円未満	収入金額×0.75－375 千円
65 歳以上	410 万円以上 770 万円未満	収入金額×0.85－785 千円
65 歳以上	770 万円以上	収入金額×0.95－1555 千円
65 歳未満	70 万円未満	0 円
65 歳未満	70 万円以上 130 万円未満	収入金額－70 万円
65 歳未満	130 万円以上 410 万円未満	収入金額×0.75－375 千円
65 歳未満	410 万円以上 770 万円未満	収入金額×0.85－785 千円
65 歳未満	770 万円以上	年金収入×0.95－1555 千円